

魚津市告示第72号

魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱（令和3年魚津市告示第56号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 地域活動団体 魚津市自治基本条例(平成23年魚津市条例第16号)第25条第1項第2号に掲げる活動団体をいう。</u></p> <p><u>(4) 空家等対策地域活動 別表第1に掲げる空家等対策地域活動(以下「活動」という。)をいう。</u></p> <p>(補助金の交付等)</p> <p>第3条 市長は、<u>地域振興会又は地域活動団体</u>が実施する活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象経費等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>申請者が課税事業者である場合、補助対象経費には、仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)を含めないこととする。</u></p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする<u>地域振興会又は地域活動団体</u>(以下「申請者」という。)は、空家等対策地域活動を実施する前に、魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第6条-第9条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>様式第1号(第5条関係) 【別記】</p> <p>様式第2号-様式第6号 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 空家等対策地域活動 別表第1に掲げる空家等対策地域活動(以下「活動」という。)をいう。</u></p> <p>(補助金の交付等)</p> <p>第3条 市長は、<u>地域振興会</u>が実施する活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象経費等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする<u>地域振興会</u>(以下「申請者」という。)は、空家等対策地域活動を実施する前に、魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第6条-第9条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>様式第1号(第5条関係) 【別記】</p> <p>様式第2号-様式第6号 (略)</p>

【別記】

改正後

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 所在地
団体名
代表者 職 氏名
E-mail

年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付申請書

地域振興会 又は地域活動団体 で空家等対策地域活動事業を実施したいので、魚津市空家等対策地域活動事業補助金 金 円を交付されるよう魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

1 活動計画書

【別記】

改正前

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 所在地
団体名
代表者 職 氏名

年度魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付申請書

地域振興会で空家等対策地域活動事業を実施したいので、魚津市空家等対策地域活動事業補助金 金 円を交付されるよう魚津市空家等対策地域活動事業補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 活動計画書

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。